

ご存知ですか？

みなさんを支える 国民健康保険の財政状況

「市の国民健康保険の財政状況をお知らせします！」

国民健康保険に加入のみなさんが、医療機関などにかかられたときの保険給付に必要な費用は、被保険者みなさんの収められる国民健康保険税、国や県の負担（補助）金、市の一般会計からの繰入金、被用者保険等の保険者が拠出する療養給付費等交付金などによって賄われています。

現在の高島市の国保被保険者の療養給付費（保険医療費用額）から本人の一部負担金を除いた額は前年度に比較して10.0%も増えている状況です。

一方、収入面では10月号の広報でもお知らせいたしましたが、平成17年度の保険税率は合併に伴い旧町村の一番低い税率を適用し、引き下げをしていますので、保険税収入が前年度と比較して約5.0%の減収となりました。このため、平成17年度の国保会計は歳入の財源不足と医療費の増額といった状況の中で、現在保有しています保険給付基金

（国保会計の貯金にあたるもの）を全額取り崩すことによって、ようやく運営をしているという、非常に厳しい財政状況に陥っています。

しかし、来年度はこれよりもっと厳しい現状が待っています。これは、平成17年度に保有していた保険給付基金がなくなったことや、今年度からの繰越金も見込めず、約4億円の収入不足が見込まれるからです。

また、支出の医療費は年々増加しているため療養給付費予算は増額しなければなりません。このような財源不足を打開するためには、保険税の税率を引き上げ、みなさんに応分のご負担をお願いする以外に方法がない状況におかれています。

国保加入者のみなさんにはこのような状況をご理解をいただき、国保事業の健全な運営のためにご協力をお願いします。（保険年金課）

国民健康保険 県内の状況	医療分				介護分		
	保険税		療養諸費用額(若人+退職)		保険税		介護給付費納付金
	1人当り額	順位	1人当り額	順位	1人当り額	1人当たり額	
平成16年度 決算	高島市	55,012円	31	225,610円	15	13,961円	41,595円
	市平均(13市)	73,701円	—	223,224円	—	19,150円	—
	県平均(33市町)	73,337円	—	223,355円	—	18,544円	—
平成17年度 決算見込	高島市	53,342円	—	242,530円	—	12,453円	47,456円

※表の順位は県下33市町の高い方からの順位です。高島市の保険税は31番目という低い負担額となっておりますが、療養諸費用額（医療費の全額）は15番目で県下平均よりやや高い医療費がかかっています。
※介護分にも、介護給付費納付金の半分は国県等の負担金で賄われますが、残り半分は介護被保険者が保険税で負担するようになっています。しかし、現状は介護給付費納付金の保険税が占める割合が34%といった低い状況です。

ご家族の社会保険（職場の健康保険）の 被扶養者になれませんか？

職場で加入する社会保険（健康保険）は、被扶養者が増え、給与から天引きされる保険料は増えませんが、国民健康保険税は、世帯内の国保加入者数、所得等によって税額が変わります。ご家族の中に、社会保険加入者がおられる方は、被扶養者となれるかご確認ください。

※（注）加入する社会保険によっては、保険料に変更が生じる場合もありますので、手続きの前に、ご家族の加入されている職場の社会保険の担当者にご確認ください。

●基本的な扶養認定基準は？
60歳未満の方は、年間収入が130万円未満。
60歳以上の方は、厚生年金、国民年金、障害年金、遺族年金等の公的年金、恩給等を受給中の方は、年間収入が180万円未満。

●社会保険の被扶養者となったら？
保険変更となった日から14日以内に、①加入した社会保険の保険証、②国保の保険証、③印鑑をご持参の上、各支所住民課または保険年金課までご来庁ください。

●厚生、共済年金加入者の配偶者は年金も変わります！
厚生年金、共済年金の加入者である配偶者の扶養になると、第3号被保険者となり、国民年金保険料の支払いも不要となります。

（保険年金課）

お知らせ

入札審査 平成18・19年度高島市建設工事等 入札参加資格審査申請の受付日程

平成18・19年度の入札参加資格審査申請の受付を次の日程で行います。詳しい要項等については高島市のホームページをご覧ください。なお、高島市役所2階 財政課でも配布しています。

▼受付期間

- （毎週金曜日と閉庁時は除きます）
- 市内建設業
2月1日（水）～2月28日（火）
- 県内建設業
2月1日（水）～2月15日（水）
- 県外建設業
2月16日（木）～2月28日（火）
- 市内・県内コンサルタント業
1月11日（水）～1月25日（水）
- 県外コンサルタント業
1月17日（火）～1月25日（水）
- 物品その他業務
1月11日（水）～1月25日（水）

▼受付場所 高島市役所

2階エントランスホール

▼問い合わせ先 財政課契約検査係

☎(05)8111
高島市役所ホームページ
<http://www.city.takashima.shiga.jp>
(財政課)

統計調査

製造事業所の皆様へ

経済産業省では、「平成17年工業統計調査」を12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や都道府県の行政施策の重要な基礎資料として利用されることも、企業、大学など国民生活の幅広い分野で活用され、豊かで住みよい日本を築くために広く利用されているところです。

皆様からご提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。（情報統計課）

年未年始

年未年始の歯科救急診療

高島市では、高島市歯科医師会によりお盆と年未年始の休日救急歯科診療が実施されています。年始は1月1日から1月3日までの3日間、次の歯科診療所が当番診療所となります。歯が痛くて今すぐ治療してほしいなど救急の診療を要するときには、時間内に当番診療所までお問

予防接種

4月から麻疹・風しんの 予防接種がわかります。

今年4月から予防接種法が一部改正されることにより、4月以降は2歳のお誕生日をすぎると麻疹および風しんの予防接種を公費負担で受けることができます。

平成16年4月1日以前に生まれたお子さんで、麻疹または風しんの予防接種がまだの方は、3月31日までに必ず両方の予防接種をすませましょう。（対象となっている方には、昨年10月に個別にお知らせをしていますので一度ご確認ください。）

◆平成18年4月1日以降の麻疹および風しん定期予防接種の対象者
●第1期 生後12ヶ月から生後24ヶ月未満の幼児

（健康推進課）

食中毒

ノロウイルス食中毒が 多発しています。

— 冬季の食中毒に —

近年、冬季においてノロウイルスによる食中毒が多発しています。

ノロウイルス感染症は、ノロウイルスによって下痢や嘔吐などの症状を起す感染症です。ノロウイルスは感染力が非常に強いので、家庭や施設などで患者が発生すると二次感染を起し、集団感染（発生）を引き起こすことがあります。

昨年度、県内においてもノロウイルスによる大規模な食中毒が発生しました。食中毒予防のためにご家庭でも十分な手洗いをすることや、食品を盛りつけるときは菜箸を利用するように十分注意してください。

（健康推進課）